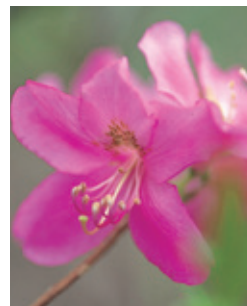




人と自然が育む美しい村



村の木：シラカバ



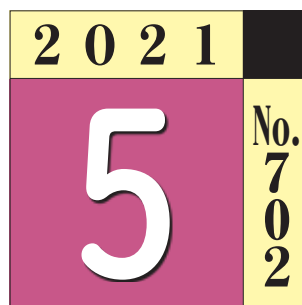
村の花：ムラサキヤシオ

～やすらぎと潤いのふるさとをめざして～



赤井川小学校入学式／2021年4月6日

- 02 議会だより
- 08 トピックス 令和2年度第4回赤井川村地域公共交通活性化協議会・地域住民との意見交換会を開催しました ほか
- 10 健康支援センターだより こころの健康相談・乳幼児等医療費助成制度について ほか
- 12 むらの事件簿 消防団各戸査察・山火事に注意しましょう！ ほか
- 13 お知らせ伝言板 4月1日付け教職員人事異動・村職員人事異動（4月1日付け）ほか
- 22 赤井川村写真館・編集後記



# 議会だより

## 臨時会報告

令和3年第1回臨時会が2月5日に開催されました。審議内容を要約してお知らせいたします。

### 【審議結果】

○補正予算案  
・令和2年度一般会計補正予算（第9号）  
**全員賛成で原案可決**

## 定例会報告

令和3年第1回定例会が3月8日から10日まで開催されました。  
審議内容、一般質問を要約してお知らせいたします。

### 【村長行政報告】

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の執行状況について  
○第4期赤井川村総合計画（後期基本計画）、第2期赤井川村創生総合戦略の策定及び赤井川村人口ビジョンの改訂について  
○令和2年12月1日以降工事等発注状況について

### 【審議結果】

○条例案  
・赤井川村使用料徴収に関する条例等の一部を改正する条例案について  
**全員賛成で原案可決**

・赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例の一部を改正する条例案について  
**全員賛成で原案可決**

・赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について  
**全員賛成で原案可決**

**全員賛成で原案可決**

○補正予算案  
・令和2年度一般会計補正予算（第10号）  
**全員賛成で原案可決**

・令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
**全員賛成で原案可決**

・令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
**全員賛成で原案可決**

・令和2年度介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）  
**全員賛成で原案可決**

・令和2年度簡易水道事業  
**全員賛成で原案可決**

特別会計補正予算（第5号）

**全員賛成で原案可決**  
・令和2年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
**全員賛成で原案可決**

### 補正予算の主な内容

#### 【歳入】

・固定資産税（増額）  
737万3千円  
・ふるさと寄附金（増額）  
4,000万円

#### 【歳出】

・ふるさと納税返礼品等（増額）  
3,020万円

・赤井川テレビジョン放送局受信空中線輻射器修繕工事（増額）  
330万円

・森林管理計画意向調査委託料（減額）  
△342万6千円

・カルデラの味覚まつり事業補助金（減額）  
△338万3千円

#### ○当初予算案

・令和3年度一般会計予算  
**全員賛成で原案可決**  
・令和3年度後期高齢者医療特別会計予算

**全員賛成で原案可決**

・令和3年度国民健康保険特別会計予算  
**全員賛成で原案可決**

・令和3年度介護サービス事業特別会計予算  
**全員賛成で原案可決**

・令和3年度簡易水道事業特別会計予算  
**全員賛成で原案可決**

・令和3年度下水道事業特別会計予算  
**全員賛成で原案可決**

**全員賛成で原案可決**

### 当初予算の主な内容

今後配付される別冊「ことしの村のしごと」に概要が掲載されていますので、そちらをご覧ください。

### 予算特別委員会報告

付託を受けた次の6件について審査の結果、原案のとおり可決しました。

・令和3年度一般会計予算  
・令和3年度後期高齢者医療特別会計予算  
・令和3年度国民健康保険特別会計予算

・令和3年度介護サービス事業特別会計予算  
・令和3年度簡易水道事業特別会計予算

・令和3年度下水道事業特別会計予算

### 一般質問と答弁

議会だよりの一般質問は、議員自ら要約して掲載しております。

また、過去の一般質問と答弁の全文は、村のホームページの会議録の中に掲載しております。

### ◆能登 ゆう 議員◆

質問「『コロナ禍』での経済対策、生活支援について」

新型コロナウイルスの感染拡大、国内でもワクチン接種が始まったものの、まだ終息は見通せません。状況が刻々と変化する中、改めて、「コロナ禍」長期化による村内事業者、雇用、家計への影響と対策について質問致します。

・村内事業者への影響、雇用失業状況、家計への影響について、現状をどのように認識されているか伺います。

・持続化給付金、雇用調整助成金、休業支援金・給付金等の支援制度は適切に活用されているかどうか、認識を伺います。

・現状を踏まえて、村としてどのような経済対策、生活支援が必要とお考えか伺います。

・国の第三次補正予算によ





る赤井川村への交付限度額は、地方単独事業分として①感染症対応分247万円、②地域経済対応分3,166万円、合計3,413万円程と承知しております。どのようなように活用される予定であるか伺います。

・新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金を活用して実施した事業については、各地方公共団体において、事業終了後その実施状況およびその効果について、アンケート調査その他の適切な方法で測定し、公表することが求められています。昨年の一次配分から、今後予定されているものを含めると総額1億6千万円以上に上る金額の使い道。住民への説明責任を果たすための検証作業について、進捗状況を伺います。

## 答弁 馬場村長

コロナ禍での経済対策、生活支援のご質問についてお答えします。

1点目の村内事業者等への影響ですが、スキーリゾート施設では、感染症第3波の影響から、国の支援策も一時停止となるなどスキー場オープン当初から厳しい営業状況に置かれており、ホテルや一部リフトやアクティビティの休止など、営業内容の縮小を余儀なくされております。

また、営業縮小に伴って、期間雇用社員の契約が短縮されたり、延長されないなど、その影響は雇用にも及んでいます。村としても今後の社会・経済情勢によって雇用はもとより事業運営に関しても、少なからず危機感を持って情報収集に当たっているところです。

この他、村内の観光関連のお店なども来場者が減少しており、お客様をお迎えする事業者は大きな影響を受けていると認識しております。

村としては、この国難ともいえる状況を国・道、その他関係機関の施策も考慮しながら今後も対応に当たって参りたいと考えています。

2点目の各種支援制度の

活用状況ですが、国による「持続化給付金」は多くの事業者が受給されており、「雇用調整助成金」も一部の事業者で活用されていると報告を受けております。

また、金融機関による各種融資制度の利用実績もあると商工会を通じ確認しております。

北海道による「休業支援金」や村独自の休業要請による「休業協力金」をはじめ各種支援金を多くの事業者のみなさんが申請・審査を経てそれぞれの経営状況に応じ活用されていると認識しています。

3点目と4点目については、第三次補正予算が既に内示されており、村としては新年度対応すべく、経済対策については特に新型コロナウイルス感染症による集客減や販売減などの影響を受けている事業者が対象になるようなアフターコロナを見据えた経済対策が必要であると考えております。また、生活者支援については国の制度を活用してもらいつつ、生活者には感染予防に繋がる支援の組み立てを検討したいと考えています。

いずれにしても、3月下旬には検討素案について議会の皆様に相談させて頂き、

方針を決定したいと考えております。

5点目については、内閣府より事務連絡で事業効果について適切な方法で調査し公表するよう求められておりますので、三次補正事業実施後に一連のコロナ対策臨時交付金事業の効果について検証したいと考えております。

## 質問【新規就農者支援について】

「コロナ禍」での地方移住志向、農業への関心の高まりを背景としてか、来年度、新たに6名の方が、村での就農を目指して研修を始められる予定だと伺っております。

必要とする農地、そして住宅などの生活条件が確保できなければ、スタートラインにも立てません。6名の就農予定者を迎えるにあたって、研修終了後スムーズに営農を始められるよう、またすでに就農し、将来に向けて模索中の皆さんのためにも、農地情報の入手や適地選択、住宅確保について、政策的後押しがより一層求められていると感じます。

今年度、新型コロナウイルス対策予算を活用して行われた「遊休農地再生モデ

ル事業」の継続もその一助となることを期待しますし、居抜きでの就農希望者と後継者のいない農家とのマッチング、離農後も住み慣れた地域、収入に応じた負担で、安心して移り住める住宅の整備、古くなった住宅の改修に対しての費用補助など、インセンティブとなる取り組みを同時に行っていくことが必要だと考えられます。

新規就農者の受け入れは、地域を支える貴重な担い手人材を迎えることに他なりません。村として今後、農地、住宅確保をどのようにサポートしていくか考え、村長に伺います。

## 答弁 馬場村長

新規就農者支援についてお答えします。

当村も平成7年より新規就農者育成に関する特別措置条例及び規則を制定し、以後26組の就農実績があります。

議員より、質問のありました研修終了後のスムーズな営農開始、農地・住宅の確保などは、研修生が就農するまでの間に直面する大きな課題であり、特に農地の取得確保は就農における一番重要な課題といえます。村では、研修と並行して、

研修生、J A、生産者組織、農業委員会、地域農業者など関係者と連携して本人の就農意向に添えるよう、従前より取り組んでおります。

今後においても、研修期間中の支援策の強化や現在の研修制度の他に「地域おこし協力隊」制度を活用するなど多様な受入の仕組みの導入を進めるとともに、高齢化・担い手不足により生じる耕作放棄地の解消を目指し、優良農地として保全するための事業などにも取り組み、関係機関と情報共有を強化して新規就農者がスムーズに就農できるよう、子育て施策、移住定住施策との連動も視野に、限られた財源を効果的に活用できる新規就農者支援を進めて参りたいと考えております。

特に住宅確保の課題については、一度議員の皆さんと意見交換させて頂いた、移住定住施策の見直し検討の中で課題となっている部分の考え方を整理したうえで時期を見て再度意見交換させて頂きたいと考えています。

## ◆連 茂 議員◆

### 質問「コロナ禍での舵取りについて」

昨年度、第二回定例会において「パラダイムシフト（社会全体の価値観が革命的に変化すること）」についてどう対応していくか？」と言う質問に対し、村長は「社会的な価値が革命的に変わることは考えにくく、更に地方は緩やかな変革になるだろう」との答弁でした。あれから半年がたち、社会のニーズは都市、地方に関わらず急速にデジタル社会にシフトされています。



改めてパラダイムシフトに備えた動きが必要だと感じますが、今の変化をどう見ているかお知らせください。

今定例会で2025プランの後期が示されました。住民アンケートをもとに作られたと思いますが、住民意識も今回のコロナ騒動で大きな揺らぎが生まれたのではないのでしょうか。

5年先を見越した赤井川村の計画が時代に取り残さ

れた指針にならない為に、新たな拾い出しと柔軟な対応が必要だと感じていますが、村長のお考えをお聞かせください。

コロナは生活様式の最適化も教えてくれました。接触から非接触に、密から疎に、生活様式において、マスクや手洗いの重要性は今後も続いていくものと感じています。そして、ウィズコロナ社会を安心して過ごす為にも役場の勤務環境にも工夫が必要ではないでしょうか。リモートワークに適応していくための就業規制や労働条件の修正、または要件の緩和など、最適化が必要だと感じていますが対応策があればお知らせください。

デジタル社会において問題になるのが、オール世代とスマホ世代のデジタルデバイス（デジタル格差）ではないかと思っています。デジタル庁長官の平井大臣は「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」と自身のホームページに書いていますが、その為には住民の窓口となる自治体の役割は大きくなると思います。地方に行けば行くほどデジタルギャップを埋めることは大きなハードルです。光ケーブルの整備が終わ

った時点で、デジタルデバイスと緩和する為の、丁寧な取り組みが必要だと感じますが如何でしょうか？

人材育成に付いては以前にも質問しましたが、デジタル時代に対応する為にも高いレベルの人材育成が必要に感じています。オンラインセミナーを活用した育成プラン、人材の派遣又は出向、奨学金を通して将来の赤井川村への人材投資など、少しでも早い手を打つべきだと考えます。リベラルアーツ（大学生程度の基礎学力）の差が、自治体格差、地域格差を生み出すことを避ける為にもご検討を頂きたい課題だと認識しています。如何でしょうか？

2月3日、厚労省が発表した接触アプリ「cocoa」の不具合に対し、村長のフェイスブック（SNS）に政府を批判した内容の記事があります。

「出てすぐダウンロードしてそれなりに信じて出張していた。愚かにも周りにも薦めていた。これだけアホな政府笑うしかない」とありますが、今後、接触アプリの使用をお願いしなければならぬ立場の村長の発言とは、残念ですが思えませんか。表現を含め、立場を無視した発言に遺憾の

意を申し上げるとともに、真意をお聞かせください。

## 答弁 馬場村長

コロナ禍での舵取りに関するご質問についてお答えします。

1点目のパラダイムシフト（その時代や分野において当然のことと考えられていた認識や思想、社会全体の価値観などが革命的にもしくは劇的に変化する）をどのように捉えるかですが、以前お話しした考えに大きな変化はありません。

ただ、その備えの一つが光通信網整備であったり、地域内連携や企業との連携による行政運営にあると考えています。

2点目の総合計画等への村民意識の捉え方に関する質問ですが、確かにコロナ禍でアンケートを集約してはいませんが、コロナ禍の影響下において各委員に検討頂いた意見を元に計画を策定していますので私は時代に取り残されてしまう指針であるとは考えていません。

3点目の役場業務のリモートワーク対応ですが、昨年4月の段階で職員にPCR陽性者が発生した場合の就業内規を定めており、その中に在宅勤務について規



定していますので、事案が発生した場合はこれに基づき対応したいと考えております。また、ハード面の整備として国の臨時交付金で「庁舎テレワーク環境整備事業」として実施させて頂いている中に、職員が専用パソコンを使い庁舎外から行政専用回線にアクセスできる環境を整え、一部の事務仕事やテレビ会議が自宅や出張先でもできる環境づくりを進めております。

但し、今後精査が必要ですが、現在の行政業務の中で個人情報に関わる案件については当然ながら特に慎重に扱わなければならないため、実際に運用するなかで現行法との整合性も確認しながら運用を行いたいと考えております。

4点目の「情報格差」に関する課題ですが、率直なところ一長一短で解決できる課題ではないし、事によつてはお金も掛かるし個々の働き方などの考え方による事案であると理解しています。

現在もそうですが、情報伝達の多様性も考慮し状況を見定めて行く必要があるというのが率直な気持ちです。

5点目の「人が持つ技芸の基本の差」に関するご質

問ですが、現在のところ情報通信・デジタル関連については外部の専門家の意見を取り入れながら対応しているのが現状です。仰るように秀でた人間が行政全般の業務に適応しているかはまた別な問題もあると感じていますので、貴重なご意見として伺わせて頂きます。

6点目の新型コロナウイルス接触アプリとこのアプリに対する登録された利用者同士が交流できるインターネット上における私の発信に対するご質問についてです。



現在のところ一度だまされた感が強いので、改善されたとはいえず、それまでも一度も反応が無いこともあり、100%アプリを信用しているとは言えません。

但し、アプリ起動が条件とされる会合等は今後もあると思われるので、その際はインストールし、仕事に支障がないよう対応する

考えています。

次に、私の発信内容に関してですが、事実としてアプリが機能していない状態を知らずに、少なくとも5回程度はアプリ起動が条件の会合に参加していますので、機能していませんのとを知った直後の率直な私の意見であり、表現の仕方に品がないと言われれば否定はしませんが、軽率に政府を批判しているとは思いません。

実験として私の思いを発信したと考えています。

私の交流サイトを閲覧できる方の中には国会議員や道議会議員、国・道の職員の方も沢山います。そういった方々にも実情として付度なしに私の意見を伝えたものです。

また、この交流サイトは限られた登録コミュニティでのやり取りで成立しており、私も緊急時以外は誰もが見られる設定はしておりませんのでその点は申し添えさせて頂きます。

いずれにしても連議員は私を心配してのご質問であると受け止めていますので、今後も登録者の管理は慎重に行いながら、悪意を持つてコピーし拡散される場合もありますので、情報発信には品位を疑われることな

いような心がけ、忖度しない発信をしたいと思っています。

◆ 辻 康 議員 ◆

質問【村政執行方針について】

執行方針は大きく4つの大項目からなりますが、その中で注目するのは、「持続可能」と「食」という表現です。

持続可能を例にとると、

- ・ 持続可能な開発計画に取り組み企業
- ・ 持続可能な農業の実現
- ・ 持続可能な地場産業
- ・ 持続可能な再生エネルギー

・ 持続可能な村づくりの基盤強化に取り組み時期

・ 持続可能な村づくりに向け具体的に組み組む重要な年と位置づける

等、様々な方針の中に持続可能という表現が盛り込まれています。

特にむすびでは、「具体的に組み組む重要な年」と位置づけています。

そこで、村長が目指す「持続可能」とは「持続可能な開発目標、SDGs」の実践を踏まえての表現なのか、それとも単に「生き残る」ということなのか等々、もう少し具体的な説明をお聞かせください。

次に「食」についてお聞きします。食についても、II村政に望む基本姿勢、活力あふれる村づくりのなかで

・ 食を通じた観光  
III政策展開の重要事項、持続可能な地場産業

④観光の振興  
・ 「食」がキーワードになる

・ 食と観光が有機的に結びつく取組

と表現され、観光振興の重要課題と位置付けしています。

そこで、村長が表現する「食」とは具体的に何なのか、美味しい素材なのか美味い料理なのか。また赤井川村が誇る「食を創る」道筋（方策）についてお考えがあればお聞かせください。



地域で「食」を創る試みとして、十勝管内本別町にある「農産物ものづくり館」（ゲンキキッチン）を商工会の仲間と視察したことがあ

ります。専任指導員が常駐し地元産品を使った新製品開発や、加工技術の研究を飲食店関係者、加工業者等を招き調理講習会等行っているとのことでしたが、そのような行政の関わりについて村長のお考えをお聞かせ下さい。

### 答弁 馬場村長

村政執行方針に関するご質問についてお答えします。

1点目の「持続可能」とはどのように捉えた考え方が、「持続可能」という表現には辻議員がご指摘の通り二種類の意味を込めています。ひとつは今回第2期総合戦略にも掲げているとおり、持続可能な開発目標SDGsの理念を踏まえる事としているところにあります。SDGsの取り組み宣言はしておりませんが、世界で取り組む目標として認知されているこの理念を踏まえた出来ることから取り組む村政運営に心がけるといことです。

二つ目の考え方として2060年に人口1,000人の村として「生き残る」人口ビジョンを達成させるとい考えに基づいた表現であります。加えて、具体的に取り組

む重要な年と考えているのは、持続可能な村とするため、まずは財政健全化に向けた取り組みを進める年と考えているという意味を込めております。

2点目の赤井川村が誇る「食を創る」方策と食を創る試みに対する行政の関わりについてのご質問にお答えします。

食を創る方策については、生産者が安全・安心・良質な農畜産物を生産する環境づくりを支援し、販売に関わる場所にも側面的に支援をして行くことを継続させることが必要と考えています。生産者にも消費者にも身近な行政であることを大事にしたいと思っています。

また、行政の関わりについては常に相談してもらえ、関係性を保ちつつ、それぞれが取り組もうとする試みに対し、そつと背中を押してあげられる関わりが重要だと考えております。

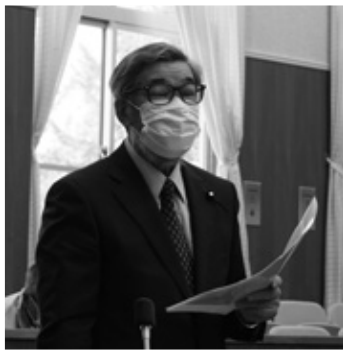
令和3年度は「一歩踏み出すには躊躇してしまいが、半歩くらいなら何とか取り組んでみたい」という方々を支援する事業として限られた予算ではあります。が、「特産品開発支援事業」として意欲のある村民の背中を押す取り組みを進めた

いと考えております。

### ◆湯澤 幸敏 議員◆

#### 質問【子どもの生活習慣病について】

2型糖尿病、高血圧、脂質異常症などの「生活習慣病」は大人になってからの病気と思われがちですが、子どもでも生活習慣によって起こりうる病気でもあります。近年の子どもの生活習慣の急激な変化、たとえば朝食の欠食、学校以外で運動をする児童の割合の減少、長時間のテレビ視聴やテレビゲームによる動かない生活パターン、夜更かしによる睡眠不足といった児童が増えており、その結果が肥満をはじめとする生活習慣病予備軍の増加につながっているとの厚生労働省はじめ文部科学省等の報告もあります。



子どもの生活習慣病の発症そのものは少ないものの、

その恐ろしさはトラッキング現象にあるといわれています。即ち、子どものころの生活習慣病予備軍は、そのまま成人期に移行しやすいという現象のことです。

肥満についても、肥満度が高値でかつ小児年齢が高いほど、成人後も肥満であるという率が高く、肥満、高血圧、脂質異常症は小児期から成人までトラッキングする、つまり、子どもの生活習慣病予備軍は成人の生活習慣病に至ると考えられ、早急な予防対策の必要性が迫られているところから、多くの自治体で対策が検討、実施されています。

以上申し述べましたように、現在発病はしていないものの、そのまま放置すれば、生活習慣病に至る恐れのある子どもの「生活習慣病予備軍」が増加している現状を踏まえ、教育委員会として、子どもの「生活習慣病」についてどのように捉えておられるのか、また、村内の各学校において、その予防策についてどのような取り組みでおられるのかお聞かせください。

### 答弁 根井教育長

教育委員会としてどのようにとらえているかということに対しては、生活習慣

病は、生活習慣を改善することで発病の危険性を少なくすることができ、また、一度身についた生活習慣を変えるのは難しいことから、子どものときから健康的な生活習慣を確立していくことが大切であり、計画的、継続的な指導が必要であると認識しています。

各学校での予防策等についての取り組みに対しては、各小中学校においては、将来の病気に対する岐路となる重要な時期ととらえるとともに、「予備軍解消」に向けた取組は今日的教育課題の一つであることから、教科指導による系統的な指導の他、要因と言われる運動、食事、睡眠等について、教育活動全体にわたっての指導の充実を図ることが大切であると考え、各校ごと様々な取り組みを行っているところとです。



・運動習慣の定着や体力の向上に向けては、朝の時



間や休み時間を利用した取組を、短時間で効果的・効率的に体力向上が図れることを目指し、意欲的に子どもたちが挑戦できるように工夫して行っています。

生活習慣については、テレビやゲーム等への対応では、外部講師を招いての授業、各種指導資料を用いての指導、児童・保護者を行っている面談の機会を通じたルール作りなど、実態に応じた指導をしています。

食生活については、朝食の状況に登校時に把握し、心配のある児童・生徒については個人面談で状況把握をしながら、不十分な朝食が常態化しないよう指導をしています。また、早寝・早起き・朝ごはんが健康増進には必要不可欠であるということについて、通信や懇談の機会などを通して伝え、保護者の協力を仰ぐとともに、必要に応じて生活リズム状況把握や指導を行っています。

肥満の対策については、食生活による生活習慣病予備軍が成人期に移行することから、栄養教諭による食育指導や保健だより

りを使った保護者への啓発、参観日等を通じた学校と家庭が連携した取組を行っています。

教科指導においては、体育科、保健体育科における保健の学習において、発達段階に応じた計画的・継続的指導を行っています。

以上、本村における生活習慣病に対する指導は、より良い生活をおくるための健康や命の大切さについて学ぶ機会として、その予防策という観点から、更に生きる力を育む教育の一環としてとらえ、指導の充実を図っているところ です。

◆本会議などの傍聴は、どなたでもできます。手続きは、当日受付簿に氏名を記入するだけと簡単ですので、お気軽にお越しください。また、議会だよりへのご意見・ご感想もお待ちしております。

詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。  
(議会運営委員会)

## 北海道による特別支援金の交付について

●新型コロナウイルス感染症による時短・外出自粛等による影響を受けた事業者の皆様へ●

北海道では昨春秋以降の新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、営業時間短縮や外出・往来自粛の要請などを行った際に、飲食店以外で経済的な影響を受けた事業者に対して特別支援金を交付することとしました。

### ■対象となる方

○時短対象飲食店等との取引がある事業者  
○外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者

### ■給付額

○中小法人等 20万円  
○個人事業者等 10万円  
※この支援金を申請頂く前に国の一時支援金が該当するか確認をお願いいたします。

国の一時支援金が対象となる場合は、こちらは活用できません。

### ■受付期間

4月1日～8月31日まで

### ■お問い合わせ・提出先

TEL 011-351-4101  
(専門ダイヤル)

午前8時45分～午後5時30分  
平日のみ  
〒060-8407

北海道特別支援金事務局  
(住所不要)  
申請に係る手引きについては役場窓口(産業課産業係)にて配布しております。

## 働き方改革関連特別相談窓口のご案内

中小企業、小規模事業者のみなさん！  
働き方改革関連法への対応はお済みですか？

北海道では、令和3年4月から各(総合)振興局等に窓口を設置しましたので、お気軽にご相談ください！

○うちの会社って働き方改革関連法にきちんと対応できているのか不安です。  
○「同一労働同一賃金」について最近よく聞くけれど、うちの会社ではどんな対応をすればいいの？  
○テレワークを導入したいのですが、社内規定や労務管理の仕方がわかりません。

電話や来庁によるご相談は北海道の職員が対応します。  
国が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」の専門家(社会保険労務士)が巡回相談(月1回程度定期的に開催)を行います。

巡回相談に来られない場合には、専門家が御社を訪問することもできます。

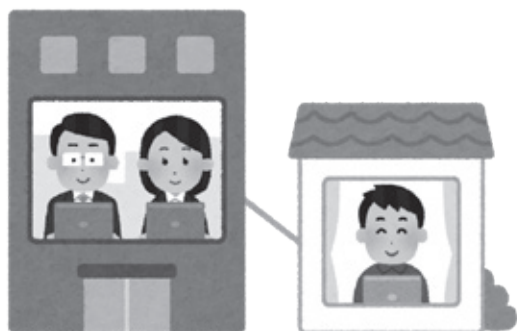
相談をご希望の方は、左記の働き方改革関連特別相談窓口まで直接お越しいただくか、お電話でご相談ください。

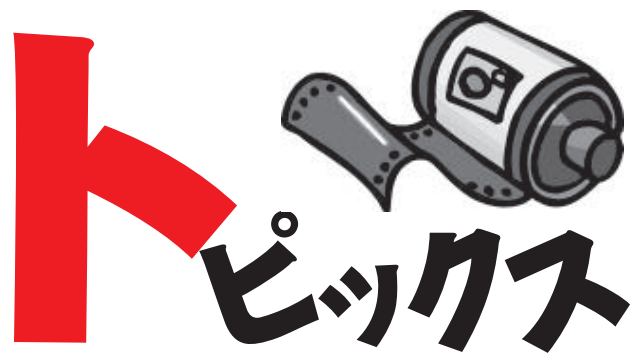
巡回相談日には、専門家に直接相談(予約優先)できます。

いずれのご相談も無料でご利用いただけます。

### ■お問い合わせ

後志総合振興局商工労働観光課  
TEL 0136-23-1362





## 令和2年度第4回赤井川村地域公共交通活性化協議会

2021.3.24 赤井川村役場



地域における公共交通の課題、地域交通の在り方を検討するため、地域交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会として本協議会を設置し、令和2年度第4回目を開催しました。

今回の議題は、中央バス等の運行状況の報告、令和2年度本協議会の補正予算、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価、令和3年度赤井川村公共交通バスの運行、後志地域生活交通確保対策協議会への赤井川線廃止事前申出書の提出、赤井川村地域公共交通計画策定支援業務結果報告について、協議を行いました。

令和3年度は実証運行を予定していることから各委員より、実証運行の時期や期間などの意見がありました。実証運行については、今後も協議を継続し、時期等が決まりましたら皆さまに周知をしていきます。

## 地域住民との意見交換会を開催しました

2021.4.5 落合住民センター・2021.4.7 健康支援センター

4月5日、7日の両日、村内2カ所の会場で議会議員会主催による『地域住民との意見交換会』を開催しました。

この意見交換会は、『開かれた議会』を目指して地域住民の方々と意見交換をさせて頂き、今後の議会活動に役立てたいとの思いから実施しています。

4月5日に落合地区住民センター、4月7日に健康支援センターで開催し、午後6時30分からの開催ではありましたが多くの方々にご参加をいただきました。

各会場とも、山口議員会長の進行で、岩井議長より挨拶と令和3年度予算の概要について説明があり、その後意見交換をさせていただきました。

地域の方々からいただきました課題やむらづくりに対する思いは、議員それぞれが持ち帰り、村をはじめとした関係機関とも連携し、魅力あるむらづくりを目指して今後の活動に活かしていきたいと思えます。





## 村内小学校入学式

2021.4.6 赤井川小学校・都小学校

4月6日(火)、赤井川小学校と都小学校で令和3年度の入学式が執り行われました。今年度の新入生は、赤井川小学校3名、都小学校2名です。卒業式と同様、新型コロナウイルス感染症対策として、規模を縮小しての入学式となりましたが、両校の新入生はそれぞれ緊張しながらもきちんと座って前を向き、校長先生の話をしっかり聞いてとても立派でした。新入生には早く学校の雰囲気慣れて、楽しい小学校生活を送ってほしいと思います。新入生のみなさん、入学おめでとうございます。



## 赤井川中学校入学式

2021.4.7 赤井川中学校

4月7日(水)、赤井川中学校で令和3年度の入学式が執り行われました。今年度入学する生徒は15名です。今年度も新型コロナウイルス感染症予防対策として、小学校と同様に式典の規模を縮小しての開催となりましたが、15名の新入生は堂々と式に臨んでおり、中学生として立派な姿をみせてくれました。中学校ではこれから3年間、勉強や部活動に積極的に取り組み、たくさんの思い出を作って充実した中学校生活を送ってほしいと思います。新入生のみなさん、入学おめでとうございます。



## 赤井川へき地保育所進級式

2021.4.8 赤井川へき地保育所

4月8日(木)に赤井川へき地保育所にて進級式が行われました。随時入所が行われるようになり、入所式ではなく進級式を4月に行っています。今年は4月に新たに入所する児童はいませんが、みんなそれぞれ1つ進級しました。

これから少しずつ暖かくなるので、お散歩なども増えていきます。楽しい保育所生活を過ごしてくださいね。



# 健康支援センターだより

ポカポカな春の陽気が気持ち良いです。せっかくなので外に出て赤井川村の澄んだ空気を思い切りすいたくなる、そんな季節ですね。

| 月      | 会 場                     |                       |
|--------|-------------------------|-----------------------|
|        | 俱知安保健所<br>(14:00~16:00) | 余市支所<br>(13:30~15:30) |
| 5月     | 27日(木)                  |                       |
| 6月     |                         | 3日(木)                 |
| 7月     | 15日(木)                  |                       |
| 8月     |                         | 5日(木)                 |
| 9月     | 16日(木)                  |                       |
| 10月    |                         | 7日(木)                 |
| 11月    | 25日(木)                  |                       |
| 12月    |                         | 2日(木)                 |
| 令和4年1月 | 27日(木)                  |                       |
| 2月     |                         | 3日(木)                 |
| 3月     | 17日(木)                  |                       |

## こころの健康相談

保健所では、子どもから高齢者まで、心の健康について専門医や保健師が相談に応じています。村の保健師も相談をお受けできますが、村の人には話しくいなどと思うようなことがあれば、ぜひご利用ください。

◇こんなことはありませんか？

- ・やる気がでない
- ・眠れない
- ・いつも気分が落ち込む
- ・家庭内暴力
- ・「死」について考えることが多くなった
- ・人とうまく話せない
- ・大切な人を突然失い、悲しみでこころがいっぱい
- ・物忘れが多くなり、心配
- ・急に涙が出てきたり、泣きたくなる



・不登校やひきこもりについでに心配  
・学校や仕事に行けない、行こうとすると体調が悪くなる  
・お酒のせいで、家庭生活や仕事がいまいかない  
・頭の怪我や手術したあと、不安になったり人とのつきあいがうまくいかない  
・思春期の心と体についての心配、不安 など

※こころの健康相談は予約制です。相談日の3日前までにご連絡をお願い致します。

※都合により相談日時が変更になる場合がありますので、詳しくは左記までお問い合わせください。

■お問い合わせ  
俱知安保健所健康推進課  
健康支援係  
Tel 0136-23-1957

## 成人風疹抗体検査を受けましょう

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性の方は、風疹の定期予防接種の対象者として追加されました(平成31年2月予防接種法施行令改正)。

まずは、ご自身が風疹の抗体を持っているかどうかの検査が必要です。

令和4年2月28日までの間に限り対象者の方へは、無料で検査と予防接種が受けられるクーポン券を発行しており、全国の医療機関で受検いただけます。(職場の健診で受検可能かについては勤務先にご確認ください。) 令和2年度に発行したクーポン券の有効期限は令和3年3月31日と記載していますが、有効期限が延長され令和4年2月28日まで使用可能です。

紛失された方は再発行が可能です。また、他市町村から転入された方はお持ちのクーポン券えお使用できません。改めて発行しますので、下記までご連絡ください。

お問い合わせ：健康支援センター内 保健福祉課保健福祉係 Tel 35-2050



## 乳幼児等医療費 助成制度について

北海道内の医療機関を受診する際に保険証と乳幼児等医療費受給者証を医療機関に提示することで、医療機関等での入院・外来、調剤薬局でかかった保険診療に係る医療費自己負担分の全額助成を受ける事ができます。（助成対象外となる医療費もあります。）

対象となる方は、赤井川村に住民登録があり中学校修了前（15歳に達する日以降、最初の3月31日まで）のお子様を対象です。

◆お手続きに必要なもの

- 印鑑
- 健康保険証
- 転入された方は、前年の所得がわかるもの

■医療費の支払が発生した場合

次のような場合には、一度医療機関に医療費を支払わなければなりません。支払日の翌月から2年以内に窓口で申請していただくことにより、後日助成金をご指定の口座に振り込まれます。

- 受給者証の交付を受ける前に受診したとき
- 受給者証を忘れて受診したとき

- 北海道外の医療機関を受診したとき
- 治療用器具（コルセットなど）に係る費用 など

この場合、赤井川村健康支援センターの窓口にてお手続きをお願いします。

◆お手続きに必要なもの

- 受給者証
- 印鑑
- 医療機関が発行した領収書（明細のわかるもの）
- お子様の保険証
- 保護者名義の預金通帳

また、1ヶ月の自己負担額が一定額を超えた場合、加入している健康保険より高額療養費が支給されますが乳幼児等医療費受給者証を使用して受診した場合、村が自己負担分を負担していることとなりますので、村が保険者より高額療養費を受けることとなります。対象となる場合は、村より申請手続き等のお知らせをさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

◆お手続きに必要なもの

- 印鑑
- 受給者証
- 健康保険証

■資格の喪失について

次のような場合には受給資格がなくなり、受給者証の使用はできなくなりますので、速やかに届出を行い受給者証を返還してください。

- 村外へ転出するとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき
- 受給者証の有効期限が切れたとき

◆お手続きに必要なもの

- 印鑑
- 受給者証

詳しくは赤井川村のホームページをご覧ください。保健福祉課国保衛生係までお問い合わせください。

■お問い合わせ

健康支援センター内  
保健福祉課国保衛生係  
Tel 35-2050

## GW休日当番 歯科医院

○5月3日（月）  
仁木フルーツの里歯科  
Tel 32-3744

○5月4日（火）  
佐久間歯科古平医院  
Tel 42-2648

○5月5日（水）  
原歯科  
Tel 22-7301

※診療時間は午前9時から正午までです。

### ◆◇赤井川村SOSネットワーク◆◇

高齢者がいなくなったことに気づいたら  
すぐに余市警察署へご連絡ください

「高齢者の行方不明が発生した」と伝えてください。

Tel 0135-22-0110

## 年金だより

国民年金保険料が  
変更になります

月額16,540円

（令和3年3月）

月額16,610円

（令和3年4月）

### 保険料納付猶予制度

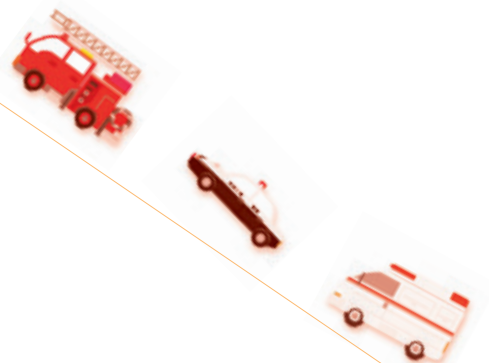
20歳から50歳未満の方に限って、本人とその配偶者の所得状況によって、保険料の納付が10年間猶予されます。

平成28年6月までは30歳未満、平成28年7月以降は50歳未満が納付猶予制度の対象となります。

◇猶予された保険料は、10年以内であれば遡って納められるようになります。（「追納」といいます。）

また、未納とは違い、障害基礎年金受給の際の保険料納付条件にも備えることができます。

※なお、追納されれば、老齢基礎年金額に反映されます。



# の ら む 簿 件 事

## 消防団各戸査察

4月4日(日)に火災予防の一環として、赤井川消防団による各戸査察が行われ、各家庭にチラシを配付しました。



## 山火事に注意 しましょう！

春先は、空気が乾燥し、強風が吹くなど火災が発生しやすい気候となります。この時期は、わずかな火源から火災となることが多いので、火気の取扱いには細心の注意をしましょう。特に、子供の火遊び、火のついたタバコの投げ捨て、たき火の不始末、野焼きの拡大などによる火災が例年発生しているので、十分に

注意しましょう。

余市警察署だより

## 小学生の飛び出しに注意



過去5年間の道内における、小学生が被害にあった交通事故について分析すると

- 被害にあった小学生の43%に飛び出しや信号無視などの違反がある
- 学年別では、1年生から3年生の事故が多い(全体の約71%)
- 他の学年より、1年生の事故が多い(全体の約34%)
- 特に、1年生の事故は5月下旬に急増し、登下校中の被害が多いという統計的な特徴があります。



遊びに夢中になった時、友達や親を見つけた時などは、周りが見えなくなり、

道路に飛び出してしまいう危険があります。

特に友達と一緒の登下校中は、楽しいことがいっぱいな分、危険も多いのです。

## 運転手のみなさん

- 子どもは、いつ飛び出してくるかわかりません。
- 公園や、学校の近く、住宅街では、小学生が歩いているかもしれません。
- 横断歩道がある場所、交差点や、家の門の近くなどは、子どもの飛び出しが考えられる場所です。
- 特に、車の陰や、家の塀、建物など見通しが悪いところは、



子どもが飛び出してくるかもしれないと考え、慎重な運転を心がけて下さい。

## 運転免許更新時講習

新型コロナウイルス感染防止対策のため、受講制限を行っていただきますので受講を希望される方は、事前に予約を行ってください。

### 優良運転者講習(30分)

5月6日(木) 午後3時30分  
5月27日(木) 午後3時30分

### 一般運転者講習(1時間)

5月20日(木) 午後1時  
5月27日(木) 午後1時

### 違反運転者講習(2時間)

5月6日(木) 午後1時  
5月27日(木) 午後1時

### 初回講習(2時間)

5月20日(木) 午後2時30分  
※会場は全て余市町中央公民館です。

※該当する講習をご確認の上、警察署等で更新手続き後、受講願います。

※「優良運転者」は過去5年間違反なし、「一般運転者」は過去5年間で軽微な違反が1回のみ、「初回講習」は運転免許を取得して5年未満、それ以外は「違反運転者等」講習を受講することとなります。



# お知らせ 伝言板

## 4月1日付け教職員人事異動

4月1日付けで赤井川村内の小中学校に赴任された、6名の教職員の方々の辞令交付式が役場で行われました。

子どもたちのため、これから皆さんのご活躍を期待しています。今回赴任された6名の方々を紹介します。

### ◇都小学校

細川あゆみ 教諭  
(赤井川小学校)



### ◇赤井川中学校

西村 重亜 教諭  
(岩内第一中学校)



小林 卓史 教諭  
(新採用)



野澤 彩音 教諭  
(島牧中学校)



本田 亨 教諭  
(古平中学校)



## 村職員人事異動 (4月1日付け)

### 【教育委員会】

▽社会教育指導員

福田 泰男  
(新採用)



▽社会教育指導員

阿部 政範  
(退職)

## 令和3年度自動車税 種別割納期限について

令和3年度の自動車税種別割の納期限は5月31日(月)です。

○自動車税種別割は毎年4月1日現在に自動車をお持ちの方に納めていただく道税です。

○コンビニ・クレジットカード(インターネット利用のみ)でも納税できます。  
○5月6日に納税通知書を発送しますので、納期限までに納税をお願いします。

■お問い合わせ  
後志総合振興局小樽道税事務所  
Tel 0136-2319441



## 地域おこし協力隊元隊員のこれまでとこれから

地域おこし協力隊として、3年間赤井川村で活動していただいた、元協力隊の須藤さんと宮原さん。

お2人の任期が終了し、「地域おこし協力隊元隊員のこれまでとこれから」としてお2人に寄稿していただきます。

### ■須藤 絵利香さん

平成29年7月より3年間、役場で主にあつた納税業務に従事。様々なイベントに取り組んだり、SNSで赤井川村の「魅力」を村内外に発信しています。

現在は、午前中のみ役場で勤務しています。

トンネルを抜けると一面緑生い茂るカルデラの里に東京から引越してきて、早四年がとうとうとしています。毎年緑の匂いがすると北海道の涼しい夏の夜に心躍り、近所を散歩した夜を思い出します。

私はふるさと伝え隊員として、ふるさと納税に関わる業務と生産者の皆様はじめ、村民の皆様のご協力がありSNSにて地域の魅力発信を行ってきました。おかげさまで寄附金は増加傾向となっております。

また、地域活動（ボランティア）として、村民の交

流を目的とした地域の運動会「運動村」の開催や、農家を対象としたSNS講習会、地産地消の小規模生産を応援する「もより市」の開催など地域の人が地域のために楽しめるイベントを実施しています。この活動にて「一人ではなにもできない」という当たり前の事を了得しました。開催に感謝して下さる方や参加してくださる方々のおかげで形にすることができています。

この場をお借りして、皆様に感謝申し上げます。

さて、協力隊の任期を満了した今、私はこの地で暮らしを続けたいと思っています。



返礼品の食べ方をSNSで発信

「私自身を作り上げるのは、私自身が食べたもの」が大きく影響すること。そして、田舎には素材の良いものが溢れていることに気

づきました。今後も縁あって移住したこの地の魅力を村外に発信して参りますので、どうぞ宜しくお願いいたします。



田舎のシェア空間にて

### ■宮原 忍さん

平成30年4月より3年間、道の駅あかいがわ（夏は農産物直売所、冬は本館）で主に物販に従事。

協力隊卒業後も引続き道の駅で勤務しています。

3年の任期を終えて思うのは、「あつという間だったなあ」とありきたりな感想です。

1年目は見るもの聞くもの全てが未知のことで、先にいた方々にご教授いただき少しづつ仕事に必要な事柄を覚えていきました。土台ができたことで翌年への意欲が高まっていくのを感じ

じました。

2年目は「もっとと具体的に伝えられる方法はないかしら？」とポップに力を入れてみたところ、お客様やスタッフ・生産者の方々の反応も良く更に工夫してみました。



冬期間は道の駅（本館）に勤務

3年目はコロナウイルスの蔓延で日々手探りのなか仕事に従事し、気が付けば任期満了となりました。

私の場合、直売所がメイソンの活動場所、直売所の閉鎖期間中は道の駅での活動に従事しておりました。直売所で扱う季節の品々の簡単で美味しい食べ方や保存方法など、生産者の皆さんに都度教わりながら、お客様にお伝えするのが主な活動だったと思います。コロナ以前は12月半ばころ道の駅にてクリスマス会を開催、地域のお子様たちと触れ合える貴重な機会をいた

できました。



道の駅のクリスマス会にて

今年4月1日より、協力隊員ではなくなりましたが、道の駅あかいがわで継続雇用していただくことになりました。今後も微力ながら赤井川村のアピールができるよう、できることをコツコツと積み重ねていこうと考えている所存でございます。3年間たくさんの方々に支えていただきました。本当に有難うございます。これからもどうか気軽にお声がけいただけたら幸いです。



# 農業委員会だより

## 農業委員会総会 第10回

◆開催月日／3月30日

### ◆会議案件

- ◆農地基本台帳の定期的な点検等の実施について
- ◆農地法第5条の規定による許可申請について
- ◆新規就農者認定登録の承認に係る諮問について（就農認定）
- ◆新規就農者認定登録の承認に係る諮問について（研修認定）
- ◆農用地利用集積計画の決定について
- ◆賃借権 3件
- ◆赤井川村耕作放棄地解消モデル事業に係る「意見照会」について

## お知らせ

◆新規就農者1名が赤井川村で農業を開始しました！

平成31年より研修を開始していた、数井大介さんが4月から赤井川村での営農を開始しました。数井さんは施設栽培によるミニトマトの経営を中心とし、今後アスパラ等の路地栽培を取

り入れる予定となっています。これから農業を行っていく中で様々な課題や不安が多いと思いますが、地域の担い手として安定した経営を目指して頑張ってください。

◆新規就農者予定者（研修生）6名が赤井川村で研修を開始しました

今年新たに6名の方が赤井川村での新規就農を目指し令和5年3月まで2年間の研修を開始しました。

新規就農の受入としては、過去最大人数となりますが、今後の赤井川村農業はもとより地域の担い手として期待されており、農業委員会をはじめ、JAなど関係者の方と連携し就農に向けた取組を行っていきます。

研修生は、農業を一から学んでいくため分からないことが沢山あると思いますので、村内で研修生を見かけた際には温かな声かけや農業に係るアドバイスなどを是非お願いいたします。

◆農業経営改善計画（認定農業者）、青年等就農計画（新規就農認定）について

農業経営改善計画（認定農業者）、青年等就農計画とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、赤井川村が地域の実情に即して効率

的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画及び青年等就農計画を認定する制度です。興味がある方は、随時受け付けておりますので、農業委員会事務局（産業課産業係）までご相談ください。

◆農地情報の提供のお願い  
農業委員会では、「耕作できないので誰か耕作者はいないか？」そんな皆さまの声を反映したいと考えております。

皆様から提供いただいた情報によって、農地利用希望者（新たに農業を始めた方）と持っている方、農業経営の規模拡大を考えている方、定年を迎え田舎暮らしを希望する方等）へ情報提供を行うことにより、農地の流動化を図っていきます。

村内に空き農地をお持ちの方は、赤井川村農業委員会事務局までご相談ください。

また、農地の賃借、売買及び転用は、農業委員会の許可が必要となります。賃借等をされる方は、農業委員会事務局までご相談ください。

◆受付件数売渡希望 7件  
買受希望 2件  
（令和3年4月15日現在）

## 家庭用バーク

### 堆肥等の無償提供

村では、例年同様にJA新おたる及び赤井川村地力対策組合のご協力をいただき、家庭菜園用の土づくりを希望する一般世帯を対象に、家庭用バーク堆肥・牛糞堆肥を無償提供致します。

希望される方は左記のとおりお申し込みください。

#### ■提供期間

5月10日（月）～16日（日）

#### ■申込期限

5月7日（金）

#### ■提供場所

農業振興センター敷地内

#### ■提供条件

①村内に居住する農業者以外の個人で家庭菜園を営んでいる方

※堆肥を村外に持ち出す行為は無償提供の趣旨に反しますのでご遠慮願います。

②自分の責任において積込・搬出のできる方

◆少量の方には肥料袋も用意しております。

◆赤井川村地力対策組合のご協力により、5月15日（土）及び16日（日）はタイヤショベルによる軽トラック等への積込が可能です。

◆住居が密集している地域では、臭い等により近隣住民に迷惑がかららないようご理解をいただいてください。

#### ■上限数量

1家庭あたり軽トラック2台相当分（約350kg×2台＝約700kg）

#### ■申込方法

JA新おたる本所（営農経済部営農課）へ事前に引き取り日・希望数量等をお申し込みください。

TEL 0135-13212525  
Fax 0135-13213333

※平成30年4月より旧赤井川事業所が閉鎖となり、JA新おたる本所へ統合されております。ご不明な点等ありましたら、右記連絡先へご連絡ください。



# 令和3年度 村発注予定工事等情報の公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が、平成13年4月1日より施行されております。

村では、引き続き令和3年度も、入札・契約手続きの透明性及び公平性を確保するために、工事及び委託業務等に係る発注予定等情報の公表を行います。公表の方法は、例年同様4月1日現在の工事発注予定（250万円以上）を広報及び村ホームページに掲載するとともに、告示（村内3箇所）及び役場内に掲示します。

また、内容等に変更・追加が生じた場合については、10月1日を目途に再度公表を行う予定となっております。

なお、ご不明な点がございましたら、建設課土木係までお問い合わせください。

| 種 類 | 工事(業務)名                 | 工事(業務)箇所 | 工事(業務)概要                       | 発注予定時期 | 予定工期(ヶ月) | 入札及び契約方式 |
|-----|-------------------------|----------|--------------------------------|--------|----------|----------|
| 委 託 | 村道草刈り及び維持作業業務           | 村内全域     | 主要村道草刈・維持作業<br>L=134.0km(92路線) | 4月中旬   | 7ヶ月      | 一般競争入札   |
| 工 事 | 側溝清掃等及び支障木伐採工事          | 村内全域     | 村道等の側溝清掃及び支障木伐採 L=1,100m       | 5月下旬   | 3ヶ月      | 指名競争入札   |
| 委 託 | 村道等除雪業務                 | 村内全域     | 村道等除雪作業<br>L=66.0km(75路線)      | 11月初旬  | 5ヶ月      | 一般競争入札   |
| 工 事 | 富田線道路改良工事               | 字富田      | L=189m W=4.0m                  | 6月中旬   | 4ヶ月      | 指名競争入札   |
| 委 託 | 下都橋・共栄橋及び丸山橋補修設計業務      | 字都・字赤井川  | 3橋                             | 5月下旬   | 5ヶ月      | 指名競争入札   |
| 委 託 | 西池田橋及び共栄東橋補修設計業務        | 字池田・字赤井川 | 2橋                             | 5月下旬   | 5ヶ月      | 指名競争入札   |
| 委 託 | 栄橋及び更生橋補修設計業務           | 字池田      | 2橋                             | 5月下旬   | 5ヶ月      | 指名競争入札   |
| 委 託 | 橋梁長寿命化修繕計画策定業務          | 村内全域     | 64橋                            | 5月下旬   | 5ヶ月      | 指名競争入札   |
| 工 事 | 中央池田線更正橋補修工事            | 字池田      | 1橋                             | 5月下旬   | 7ヶ月      | 指名競争入札   |
| 工 事 | 中池田線栄橋補修工事              | 字池田      | 1橋                             | 5月下旬   | 7ヶ月      | 指名競争入札   |
| 工 事 | 富田線富田橋補修工事              | 字富田      | 1橋                             | 5月下旬   | 7ヶ月      | 指名競争入札   |
| 工 事 | 池田川河川整備工事その1            | 字池田      | 1河川 1.5km                      | 7月中旬   | 3ヶ月      | 指名競争入札   |
| 工 事 | 池田川河川整備工事その2            | 字池田      | 1河川 1.5km                      | 10月中旬  | 3ヶ月      | 指名競争入札   |
| 工 事 | 滝の川河川整備工事               | 字赤井川     | 1河川 0.75km                     | 7月中旬   | 3ヶ月      | 指名競争入札   |
| 委 託 | 水道施設水質等管理業務             | 村内全域     | 施設管理・水質管理                      | 3月下旬   | 12ヶ月     | 随意契約     |
| 委 託 | 活性炭交換運搬処分業務             | 字常盤      | 常盤簡水・専用浄水場活性炭交換                | 7月中旬   | 4ヶ月      | 随意契約     |
| 委 託 | 赤井川村簡易水道事業地方公営企業法適用業務   | 村内全域     | 簡易水道事業法的化                      | 4月中旬   | 12ヶ月     | 随意契約     |
| 工 事 | 常盤地区専用水道減圧弁取替工事         | 字常盤      | N=1台                           | 5月下旬   | 3ヶ月      | 指名競争入札   |
| 工 事 | 常盤地区簡易水道浄水場排水槽移送ポンプ更新工事 | 字常盤      | N=2台                           | 5月下旬   | 4ヶ月      | 指名競争入札   |
| 委 託 | あかいがわアクアクリーンセンター管理業務    | 字赤井川・字都  | 水処理・汚泥処理・終末処理場施設管理             | 3月下旬   | 12ヶ月     | 随意契約     |
| 委 託 | 下水道ストックマネジメント策定業務       | 字赤井川・字都  | 下水道ストックマネジメント策定業務              | 4月下旬   | 11ヶ月     | 指名競争入札   |
| 委 託 | 赤井川村下水道事業地方公営企業法適用業務    | 村内全域     | 下水道事業法的化                       | 4月中旬   | 12ヶ月     | 随意契約     |
| 工 事 | 村営桜団地敷地整備工事             | 字都       | A=505㎡                         | 6月下旬   | 3ヶ月      | 指名競争入札   |
| 工 事 | 職員住宅塗装工事                | 字赤井川     | 1棟4戸                           | 6月上旬   | 3ヶ月      | 指名競争入札   |
| 工 事 | 村有住宅(都地区)塗装工事           | 字都       | 1棟2戸                           | 6月上旬   | 3ヶ月      | 指名競争入札   |
| 工 事 | 村営悠友団地個別改善改修工事          | 字赤井川     | 1棟10戸 個別改善(屋根・外壁) A=1,605㎡     | 6月上旬   | 5ヶ月      | 指名競争入札   |



| 種 類 | 工事(業務)名                | 工事(業務)箇所 | 工事(業務)概要                      | 発注予定時期 | 予定工期(ヶ月) | 入札及び契約方式 |
|-----|------------------------|----------|-------------------------------|--------|----------|----------|
| 委 託 | 村営悠友団地個別改善実施設計業務       | 字赤井川     | 1棟10戸 個別改善(屋根・外壁) A=1,605㎡    | 4月下旬   | 3ヶ月      | 指名競争入札   |
| 工 事 | 村営中央団地個別改善改修工事         | 字赤井川     | 1棟3戸 個別改善(給湯設備・ユニットバス)        | 8月上旬   | 6ヶ月      | 指名競争入札   |
| 委 託 | 村営中央団地耐力度調査業務          | 字赤井川     | 3棟9戸 耐力度調査                    | 4月下旬   | 2ヶ月      | 指名競争入札   |
| 委 託 | 村営中央団地個別改善実施設計業務       | 字赤井川     | 3棟9戸 個別改善(給湯設備・ユニットバス)        | 6月下旬   | 2ヶ月      | 指名競争入札   |
| 委 託 | 庁舎清掃業務                 | 字赤井川     | 日常清掃及び定期点検                    | 4月上旬   | 12ヶ月     | 随意契約     |
| 委 託 | 庁内情報通信基盤保守管理業務         | 字赤井川     | 庁内情報基盤の保守業務                   | 4月上旬   | 12ヶ月     | 随意契約     |
| 委 託 | 戸籍システム保守業務             | 字赤井川     | 戸籍システムの保守                     | 4月上旬   | 12ヶ月     | 随意契約     |
| 委 託 | 戸籍システム改修業務             | 字赤井川     | 戸籍法改正に伴うシステム改修業務              | 4月上旬   | 12ヶ月     | 随意契約     |
| 委 託 | 課税電算業務                 | 字赤井川     | 課税に係る電算業務                     | 4月上旬   | 12ヶ月     | 随意契約     |
| 委 託 | 地域防災計画修正業務             | 字赤井川     | 地域防災計画の改訂業務                   | 6月中旬   | 7ヶ月      | 随意契約     |
| 委 託 | カルデラ温泉他再エネ導入調査業務       | 字赤井川     | 温泉泉源掘削及び再生可能エネルギー活用に関する設計業務ほか | 6月上旬   | 9か月      | 指名競争入札   |
| 委 託 | 赤井川村小水力発電事業化詳細調査       | 字轟ほか     | 小水力発電事業化に向けた各種調査業務            | 6月上旬   | 9か月      | 随意契約     |
| 委 託 | 阿女鱒岳地熱利活用調査            | 字轟ほか     | 阿女鱒岳における地熱資源利活用に関する各種調査業務     | 6月上旬   | 9か月      | 随意契約     |
| 委 託 | スクールバス運行管理業務           | 村内全域     | スクールバスの運行管理                   | 4月上旬   | 12ヶ月     | 随意契約     |
| 委 託 | 外国語指導業務                | 字赤井川・字都  | 英語指導業務の委託                     | 4月上旬   | 12ヶ月     | 随意契約     |
| 委 託 | 生活改善センター管理業務           | 字赤井川     | 生活改善センターの管理                   | 3月下旬   | 12ヶ月     | 指名競争入札   |
| 委 託 | 赤井川村体育館管理業務            | 字赤井川     | 赤井川村体育館の管理                    | 3月下旬   | 12ヶ月     | 指名競争入札   |
| 委 託 | 教育施設環境整備(草刈)業務         | 字赤井川・字都  | 赤小、都小、赤中、郷土資料館、都プール、山村広場の草刈   | 4月中旬   | 5ヶ月      | 指名競争入札   |
| 工 事 | 体育館ホール等改修工事            | 字赤井川     | ホール・更衣室・研修室・トレーニング室の改修        | 5月下旬   | 5ヶ月      | 指名競争入札   |
| 工 事 | 体育館多目的トイレ設置等改修工事       | 字赤井川     | 多目的トイレの設置、男女トイレの改修            | 5月下旬   | 5ヶ月      | 指名競争入札   |
| 委 託 | カルデラ公園・栗林公園管理業務        | 字赤井川     | 公園草刈・追肥等                      | 4月上旬   | 7ヶ月      | 指名競争入札   |
| 委 託 | みやこ公園・都運動公園管理業務        | 字都       | 公園草刈・追肥等                      | 4月上旬   | 7ヶ月      | 指名競争入札   |
| 委 託 | 構造改善センター(保養センター)指定管理委託 | 字赤井川     | 構造改善センター(保養センター)の指定管理         | 3月下旬   | 12ヶ月     | 随意契約     |
| 委 託 | 道の駅指定管理委託              | 字都       | 道の駅指定管理                       | 3月下旬   | 12ヶ月     | 随意契約     |
| 委 託 | 落合ダム取水放流点検業務           | 字落合      | 取水放流設備の点検                     | 8月上旬   | 3ヶ月      | 随意契約     |
| 工 事 | みやこ公園パークゴルフ場トイレ設置工事    | 字都       | トイレ平屋建設・電気設備等                 | 5月下旬   | 4ヶ月      | 指名競争入札   |
| 工 事 | 火葬場施設改修工事              | 字赤井川     | 火葬場火葬炉設備改修                    | 6月上旬   | 3ヶ月      | 随意契約     |
| 委 託 | 一般廃棄物最終処分場管理業務         | 字都       | 一般廃棄物最終処分場管理                  | 3月下旬   | 12ヶ月     | 随意契約     |
| 委 託 | 家庭系一般廃棄物収集業務           | 村内全域     | 家庭系一般廃棄物収集                    | 3月下旬   | 12ヶ月     | 随意契約     |
| 委 託 | 家庭系資源リサイクル分別収集業務       | 村内全域     | 家庭系資源リサイクル分別収集                | 3月下旬   | 12ヶ月     | 指名競争入札   |
| 委 託 | 火葬場管理業務                | 字赤井川     | 火葬場管理                         | 3月下旬   | 12ヶ月     | 指名競争入札   |
| 委 託 | 赤井川村地域包括支援センター運営業務     | 字赤井川     | 地域包括支援センター等の運営委託              | 3月下旬   | 12ヶ月     | 随意契約     |
| 委 託 | 生活支援体制整備事業業務           | 字赤井川     | 生活支援体制整備事業業務                  | 3月下旬   | 12ヶ月     | 随意契約     |

## 春山登山や山菜採りは安全に楽しみましょう

春山登山や山菜採りの季節がやってきました。この時期、山には多くの雪が残り、気温の上昇で雪解けが急速に進むため、沢や小さな川は増水しやすく、傾斜地ではなだれの危険があります。また、平地は春のよ

うな気温でも、山はまだ寒く、特に低気圧が発達して通過した後は強い寒気が流入し、猛ふぶきとなるなど冬山に逆戻りすることがあります。

○計画を立てる時と出発前は、最新の気象情報や天気予報を十分確認し、悪天や天気急変が予想される際には、無理な行動を控えましょう。最新の気象状況は札幌管区気象台のホームページなどで確認できます。

○単独行動は避けて、経験豊富な人と一緒に行動するなど、体力と経験に応じてゆとりを持った計画にしましょう。

○入山前には登山計画書を最寄りの警察に提出し、

家族にも渡しておきましょう。

○装備や服装を整えて、十分な食料を用意しましょう。特に防寒や雨具の準備は万全にしましょう。

○情報収集や緊急時のために、ラジオや携帯電話、無線機などを携帯しましょう。また、予備のバッテリーを用意するなど、情報収集や連絡手段を絶やさないよう注意しましょう。

なお、この時期は一年を通して空気が最も乾燥し、山火事が発生しやすくなります。山火事の原因の多くは、たき火やたばこなどの火の取り扱いの不注意や不始末と言われています。火の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火しましょう。また、枯れ草などがある火災の起きやすい所では、火を使わないようにしましょう。

最新の気象情報は、札幌管区気象台ホームページからご覧ください。

札幌管区気象台 天気相談所  
Tel 011-611-0170

お問い合わせ  
札幌管区気象台 天気相談所  
Tel 011-611-0170

お問い合わせ  
札幌管区気象台 天気相談所  
Tel 011-611-0170

お問い合わせ  
札幌管区気象台 天気相談所  
Tel 011-611-0170

お問い合わせ  
札幌管区気象台 天気相談所  
Tel 011-611-0170

## 令和3年度調理師試験の実施について

令和3年度調理師試験を左記のとおり実施します。

■試験日時  
8月25日(水)  
午後1時30分～午後4時

■願書受付期間  
5月10日(月)～5月21日(金)

■試験地  
札幌市(後志圏域在住の方は札幌市が試験地となります。)

■受験料  
6,900円

■受験資格  
学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(調理師法附則第3項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。)であつて、多数人に對して飲食物を調理して供与する寄宿舎、学校、病院等の施設又は食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号(飲食店営業)、第14号(魚介類販売業)、第15号(魚介類販売業)若しくは第32号(そうざい製造業)に掲げる営業において令和3年(2021年)5月21日までに2年以上調理の業務に従事した者。

令和3年度調理師試験の実施について  
令和3年度調理師試験を左記のとおり実施します。

## 受験案内(願書)配布場所

各保健所・支所で配布するほか、北海道のホームページからダウンロードできます。

■受験願書提出先・お問い合わせ  
北海道俱知安保健所企画  
総務課企画係  
〒044-0000  
1  
虻田郡俱知安町北1条東2丁目  
Tel 0136-23-1952

北海道俱知安保健所余市地域保健支所  
〒046-00015  
余市郡余市町朝日町12番地  
Tel 0135-23-3104

北海道岩内保健所企画総務課企画係  
〒045-00022  
岩内郡岩内町清住252-1  
Tel 0135-62-1537

行政相談委員の委嘱について  
令和3年4月1日付けで、左記の方が総務大臣が行政相談委員に委嘱されました。

伊藤 幸夫 さん  
赤井川村字赤井川314番地1  
Tel 34-6757

行政相談委員は、無報酬のボランティアとして、国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言などを行っています。

相談は無料で秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

特定計量器定期検査  
計量法の規定により、販売などの取引や表示・証明に使用されている計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)については、2年に1回、特定計量器定期検査を受けなければなりません。

今年左記の通り定期検査を本村で実施する予定です。初めて検査を受ける場合、産業課産業係まで事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

また前回(令和元年)に受験された方には、事前に開催通知を送付します。

■検定日  
5月17日(月)  
午後2時～午後3時30分(予定)

■検定場所  
赤井川村役場 車庫

赤井川村役場 車庫

赤井川村役場 車庫

赤井川村役場 車庫

赤井川村役場 車庫

赤井川村役場 車庫



# 犬の登録・狂犬病予防注射の日程

犬の登録及び狂犬病予防注射は法律により、義務付けられています。左記のとおり巡回しますので、お近くの実施場所まで飼い犬と一緒にお願いします。

◇実施日 令和3年5月21日（金）

| 実施時間          | 実施場所        |
|---------------|-------------|
| 9時30分～9時50分   | 日ノ出集会所前     |
| 10時10分～10時20分 | 二池田集会所前     |
| 10時30分～10時40分 | 旭丘集会所前      |
| 11時00分～12時15分 | 赤井川村役場裏公用車庫 |
| 13時30分～13時40分 | 山中純孝宅前      |
| 14時20分～14時30分 | 都住民センター駐車場  |
| 14時40分～14時50分 | 曲川集会所前      |

※予防注射料金は、1頭につき3,240円です。新規に登録をされる方は、1頭につき、3,000円の登録手数料がかかりますので、あわせてご用意願います。料金については、つり銭のいらない様ご協力願います。

※当日実施できず、かかりつけの動物病院等で予防接種を受けた場合は、病院から発行された証明書を保健福祉課国保衛生係に提出し、注射済票の交付を受けてください。注射済票の交付には550円の手数料がかかりますので、ご用意願います。

※登録及び注射を受けた犬であつても放し飼いをした場合、野犬とみなされ処分の対象となります。絶対に放し飼いをしないようご協力をお願い致します。

※ご不明な点がありましたら、保健福祉課国保衛生係（健康支援センター内 TEL 351-2050）までご連絡ください。

## 飼い主の皆様へお願い

最近、飼い主のマナーについて、何件かご連絡が寄せられていますので、以下の3点について、再度ご確認をお願いします。

●犬の散歩をするときは必ずリードをつけましょう！

●フンの後始末は飼い主の義務です。必ず飼い主が後始末を行いましょう！

●犬の放し飼いは絶対にやめましょう！

# 赤井川村地域公共交通について

広報あかがわ令和3年1月号をご覧になり、「本当に令和4年3月末で赤井川村からバスが無くなってしまうの？」、「車を持っていないのでバスが無くなると、病院や買い物など生活が出来なくなってしまう」と村内で心配の声を耳にします。

運行ダイヤなど詳細については未定ですが、令和4年度も赤井川村を走るバスは運行されます。詳細が決まり次第、住民の皆さまに広報あかがわの紙面や村のホームページなどによってお知らせいたします。

◇ほくでんネットワーク

停電情報をLINE・チャットでお知らせします

★停電情報をLINEでお知らせします。ぜひお友だち追加してください。



★停電・設備に関するお問い合わせはチャットでも受付しています。ぜひご活用ください。





いざという時に安心！  
家族の停電情報も  
停電時に通知！

<お問い合わせ>  
北海道電力ネットワーク（株）余市ネットワークセンター お客さまサービス課  
電話 0120-060-593（平日9時～17時）

## 「日本で最も美しい村」 オンライン学習会

赤井川村も加盟する「日本で最も美しい村」連合主催で、フランスの最も美しい村に加盟する「サント・スザンヌ村」の村長及び前村長を講師として、『サント・スザンヌ村の観光の取り組み』をテーマとして左記の日程でオンライン学習会が開催されます。本村の住民の皆さんも参加いただける学習会ですので、ご興味のある方はご参加ください。

### 開催日時

5月29日(土)

午後7時30分～午後9時

### 開催方法

ZOOMウェビナー(参加者にはお申込み時に記入いただいたメールにURLを送付します)

### 講師

「フランスで最も美しい村」加盟村サント・スザンヌ村ガルヴァン村長

### 講義テーマ

サント・スザンヌ村の観光施策について(景観美化活動、地域コミュニティ活動含む)

### 参加申込

学習会に参加希望の方(未定可)は、下記の

URL及びQRコードでGoogleフォームにアクセスし、必要事項を記入の上、申し込みをお願いします。

<https://forms.gle/6p9jFBM6GM9HEkCG>



### 参加申込期限

5月24日(月)

午後5時まで

(※注意) この学習会はオンライン(ZOOM)を使用して開催いたします。参加には、ZOOMにアクセスできるネット環境が必要となります。

### サント・スザンヌ村とは?

サント・スザンヌは人口約1,000人の村です。「フランスの最も美しい村」協会加盟村の中では、人口は少し多めです。ちなみに人口は1975年が一番少なく、近年は横ばいか少し増加傾向にあります。モルトヴェイユ村長は、様々な観光ラベルを取得して「むらづくり」を進めたり、「先買権」(都市計画などの際に、行政機関が有償譲渡されようとした不動産を優先的に買い取ることができる権利)という都市政

策に関わってきました。

2020年に隣接自治体のシャム村と合併(※合併後の人口は約1,300人)して、「サント・スザンヌ・エ・シャム村」となりました。

その他、サント・スザンヌは村の名前を冠したレモネードの製造・販売も有名。また、村の共有財産である城壁の一部は住民ボランティアによって1枚1枚手作業で修復されています。

## 無料法律相談所の開設

### 日時

5月19日(水)

午後1時から午後4時

### 場所

余市町中央公民館(余市町大町4丁目143番地)  
TEL23-5001

※ご利用される方は、事前に必ず余市町役場へご連絡願います。  
(TEL21-2111)

### モニタリングポストによる測定データ

| 年月日       | 空間放射線量率<br>(単位: $\mu\text{Gy}$ ) | 天候  |
|-----------|----------------------------------|-----|
| 2021.3.16 | 0.043                            | 晴れ  |
| 3.19      | 0.042                            | 雪   |
| 3.23      | 0.039                            | くもり |
| 3.26      | 0.044                            | くもり |
| 3.30      | 0.045                            | 晴れ  |
| 4.2       | 0.046                            | くもり |
| 4.6       | 0.048                            | くもり |
| 4.9       | 0.053                            | くもり |
| 4.13      | 0.054                            | 雨   |

※空間放射線量は平常レベルで推移しています。

## 赤井川村の空間放射線量の状況

村では本村にお住まいの方、また来村される方が安心して過ごすことができるよう放射線量率情報を公開しています。

お知らせする数値は北海道により整備された環境放射線モニタリングポスト及びテレメータシステムを利用し収集されたもので、測定方法等は左記のとおりです。

### 測定方法

◇測定機器/モニタリングポスト(北海道設置)

◇測定場所/北後志消防組合赤井川支署

◇測定時間/10分間隔で常時測定

### 公表

広報/毎週火・金曜日の午前9時現在データ(前月14日までの結果)を掲載

※即時データを村で抽出して掲載することから、北海道が公式に発表するデータと異なる場合がありますのでご了承ください。

HP/北海道原子力環境センターHPで即時データが確認できます。  
(<http://www.genshi.pref.hokkaido.jp/>)

※HPで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。  
◇測定単位/ $\mu\text{Gy}$ (マイクログレイ)

## 5月の気象情報

天気は数日の周期で変わるでしょう。

◇気温ー高40%・平40%・低20%

◇降水量ー高40%・平30%・低30%



## 住民のまど

（3月15日～4月14日届出）  
お悔やみ申し上げます  
お名前 前 年齢 区会  
佐藤ナツヨミ 95歳 1都

## 村長のうごき

（3月15日～4月14日）  
（3月）  
15日◇赤井川中学校卒業式  
／字赤井川  
16日◇古平町長選挙立候補  
者事務所開き／古平町

◇赤井川村総合教育会  
議／字赤井川  
19日◇村内小学校卒業式／  
字赤井川・字都  
21日◇留寿都村長当選報告  
会／留寿都村  
22日◇新型コロナウイルス  
感染症対応地方創生  
臨時交付金事業検討  
会／字赤井川  
23日◇赤井川中学校総合学  
習発表／字赤井川  
25日◇悠楽学園大学修了式  
／字赤井川  
◇北海道新幹線開業5  
周年記念フォーラム  
（Web参加）／字赤  
井川  
29日◇入札・見積合せ／字  
赤井川

30日◇農林業活性化推進協  
議会／字赤井川  
31日◇第1回議会協議会／  
字赤井川

（4月）  
1日◇辞令交付・訓示／字  
赤井川  
6日◇村内小学校入学式／  
字赤井川・字都

7日◇御通夜出席／余市町  
／字赤井川

◇御通夜出席／倶知安

9日◇入札／字赤井川

12日◇後志町村会臨時総会  
／倶知安町

13日◇水力発電事業化及び  
地熱調査関係機関訪  
問／東京都

◇北海道横断自動車道  
「蘭越～倶知安間」  
計画段階評価着手の  
お礼／東京都／14日

## むらの日誌(3月)

1日◇選挙管理委員会  
談

◇農業青色申告納税相  
談

2日◇建築業務検定

◇議会運営委員会

◇確定申告・村道民税  
申告／15日

4日◇第1回赤井川村学校  
運営協議会

5日◇工事検定

◇第9回農業委員会総  
会

8日◇第1回赤井川村議会  
定例会／10日

15日◇業務検定

◇土木検定

16日◇赤井川村総合教育会  
議

◇第2回社会教育委員  
推進協議会

17日◇令和2年度強い農業  
づくり事業に係る現  
地調査

19日◇社会資本整備総合交  
付金検査

22日◇校長・教頭合同会議  
◇新型コロナウイルス  
感染症対応地方創生  
臨時交付金事業検討  
会

23日◇業務検定

◇第2回スポーツ推進  
委員協議会

24日◇赤井川村地域公共交  
通活性化協議会

29日◇公共施設管理業務入  
札

30日◇第10回農業委員会総  
会

◇固定資産評価審査委  
員会

31日◇土木検定

◇第1回議会協議会

## 自衛官募集人口と世帯

自衛官候補生（男子・女  
子）、技術海上・航空幹部、  
技術海曹・空曹を募集しま  
す。

※自衛官候補生及び一般曹  
候補生の採用年齢が18歳  
以上33歳未満に改正され  
ました。

### お問い合わせ

自衛隊札幌地方協力本部  
小樽地域事務所  
小樽市稲穂2-22-4  
樽石ビル2F  
TEL 0134-22-5521

|     | 日本人   | 外国人 | 総人口   | 前月比 |
|-----|-------|-----|-------|-----|
| 人口  | 1,065 | 85  | 1,150 | -10 |
| 男   | 528   | 50  | 578   | -4  |
| 女   | 537   | 35  | 572   | -6  |
| 世帯数 | 556   | 77  | 639   | -12 |

※令和3年3月31日現在

## 今月の表紙

今月の表紙は、小学校入学式後の初め  
ての学活からの1枚です。

入学式中は校長先生のお話のときにうな  
づいたり、返事をしたりと、とっても可愛かつ  
たです。

初めての小学校、慣れない時間を過ご  
し学活の最後はさすがに疲れた様子でし  
た。新1年生のみなさん、お疲れさまでした。



# 赤井川村写真館～赤井川の四季～



デイサービスセンターの小さく可愛い来訪者・キクイタダキ

撮影：介護保険課介護サービス係 場所：デイサービスセンター 撮影日：2021年4月7日

※「赤井川村写真館」へ掲載する写真を募集しています！

あなたが撮影した村内の風景や静物、人物などの写真を広報あかいがわに掲載してみませんか？掲載したいまたはしても良いという方がおられましたら、役場総務課企画地域振興係までご連絡ください。なお、写真はプリント、データどちらでもかまいませんが、2300×1550PIXEL以上でお願いします。応募のあった中から内部で審査を行い掲載していきます。掲載希望がない場合は広報担当及び役場職員が撮影した写真やその他情報を掲載していきます。あなたもこの機会に赤井川村を見つめ直してみませんか？

## 編集後記

■いつもなら、ゴールデンウィークはどこに行こうかな？何をしようかな？と楽しみにしている方も多いと思いますが、今年もガマンでしょうか。

さて、今回の裏表紙は「キクイタダキ」という全長10cm、体重5gほどの小さい渡り鳥で、欧州では国鳥になっているそうです。頭のてっぺんに菊の花びらがのっているように見えることから、この名前が付いたそうです。（インターネット調べ）(K)

【発行情報】広報あかいがわ2021年5月号（No.702）

■編集・発行／赤井川村総務課企画地域振興係

〒046-0592 余市郡赤井川村字赤井川74番地2

TEL 0135-34-6211 FAX 0135-34-6644

URL <https://www.akaigawa.com/> E-Mail [info@akaigawa.com](mailto:info@akaigawa.com)

■印刷／(株)総北海 旭川市工業団地2条1丁目1-23

広報あかいがわでは、今後も村民の皆さんの身近な話題を掲載していきます。皆さんが予定している行事や参加しているサークル・ボランティア活動の話題などありましたら、総務課企画地域振興係までお知らせください。紙面の都合により掲載できない場合もありますが、できるだけ掲載するよう努力してまいります。また広報や村政に対するご意見・ご感想も募集していますので、メール又は郵送でお寄せください。

広報あかいがわに掲載された写真は被写体となった方や関係される方々へ提供することができます。ご希望の方はお気軽にご相談ください。



やすらぎと感動の赤井川  
人が集まる美しいカルデラの里



CARBON OFFSET



道産 国産材使用



VEGETABLE OIL INK

広報あかいがわは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO<sub>2</sub>削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい道産間伐材を配合した用紙を使用しています。



the most beautiful  
villages  
in japan